

世帯状況届の提出について

ご提出いただく「世帯状況届」は、お子さまが札幌市から償還払いを受けるために、毎年提出が必要な大切な書類です。裏面記載例をご確認のうえ、必ず提出期限までにご提出いただきますようお願いいたします。また、本紙に記載していること以外にご不明な点がある場合は、以下のホームページもご参照ください。






さっぽろ子育て情報サイト

検索

ホーム>目的別で探す>子どもを預ける>保育園等>公立・認可保育所>世帯状況届について

1 提出方法

施設等利用給付認定に関する世帯状況届は札幌市から依頼しているものであり、施設経由または札幌市から直接ご自宅に郵送でお渡ししています。提出方法は、以下のとおりです。

STEP1 世帯状況届が入った封筒を受け取る	STEP2 世帯状況届の記入、必要書類の入手	STEP3 世帯状況届+必要書類を提出先に提出
 利用している施設経由または郵送にて受け取る。	 記入した世帯状況届と就労証明書等の必要書類を併せて提出用封筒に封かんする(※)。	 提出先は「2 提出先・提出書類」をご確認ください。

※ 同封の提出用封筒に住所・保護者氏名・児童氏名・入所施設を必ず記載してください。

提出いただいた世帯状況届等は、札幌市（札幌市子ども・子育て支援事務センター）で審査します。期限までに提出いただけない場合や、提出いただいた書類の内容で確認したいことがある場合は札幌市子ども・子育て支援事務センター（発信番号：011-600-0424、011-211-2626）よりご連絡や、SMS（ショートメッセージ）を発信することがありますので、あらかじめご了承ください。

2 提出先・提出書類

＜お住まいの区に届出している世帯状況※に変更がない場合＞

提出先	世帯状況届に記載の提出先 (利用施設または、札幌市子ども・子育て支援事務センター)
提出書類	「世帯状況届」、「保育の必要性を確認するための書類」

＜お住まいの区に届出している世帯状況※から変更がある場合＞

追加で給付認定等変更申請書兼変更届出書の提出が必要です。

提出先	札幌市子ども・子育て支援事務センター
提出書類	給付認定等変更申請書兼変更届出書、世帯状況届、保育の必要性を確認するための書類 ※ 「給付認定等変更申請書兼変更届出書」の様式は、利用中の施設（市内の幼稚園・認定こども園に限る）や、さっぽろ子育て情報サイトからダウンロードで入手してください。

※ 保育の必要性（例：退職した場合や求職活動を行っていたが、仕事が決まった場合等）、世帯構成（例：離婚により母子世帯になった等）等の世帯状況

3 新3号認定を受けている方への注意事項

新3号認定は保育を必要とする理由があり、かつ市町村民税が課税されていない（非課税）世帯が対象です。市町村民税の非課税の判断は、令和8年8月までは「令和7年度」分、令和8年9月以降は「令和8年度」分の市町村民税を使用します。

このため、現在新3号認定を受けている方であっても、令和8年度分の市町村民税が課税されている場合、令和8年9月以降は新3号認定の対象外となり、札幌市から還付する「償還払い」の対象外となりますのでご注意ください。